

意見提出者	北海道深川市
1. 項目	住基カード多目的利用の条例整備義務の廃止
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	住基カードの独自利用領域を用いて公共サービスを展開する際、利用者の住所地の市町村がその利用を条例で定めなければならないため、公共温泉のポイントサービスなど広域的サービスでは、利用者の住所地が不特定であり条例整備は困難なことから、公平なサービスを提供することができない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	住民基本台帳法第30条の4第8項
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	住基カードの多目的利用に関しては、市町村条例に定めること無く、カード所有者の自己判断で利用可能なよう制度改正を願いたい。